

# ●地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案 3

<予算関連法律案>

持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、

- ・市町村等による地域公共交通網形成計画の作成
- ・同計画に定められた地域公共交通再編事業を実施するための地域公共交通再編実施計画の作成
- ・同計画が国土交通大臣の認定を受けた場合における同事業の実施に関する道路運送法等の特例等について定める。

## 背景

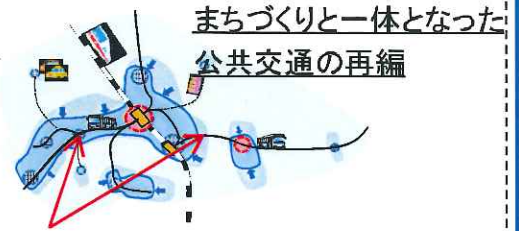
### ◆ 人口減少や高齢化が進展する中、地域社会の活力を維持・向上させるために、地域公共交通が果たす役割は増大

- ・ 地域住民の通院、通学、買い物などの日常生活上不可欠な移動の確保
- ・ コンパクトシティの実現のため、拠点間などを結ぶ公共交通ネットワークの構築
- ・ 国内外の観光客を含む地域外からの来訪者との交流の活発化 等

### ◆ これらの要請に応えるためには、民間事業者の事業運営に任せきりであった従来の枠組みから脱却し、

### 地域公共交通の再定義

地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に立って、関係者との合意の下で、まちづくり等の地域戦略と一体で持続可能な地域公共交通ネットワーク・サービスを形成することが重要



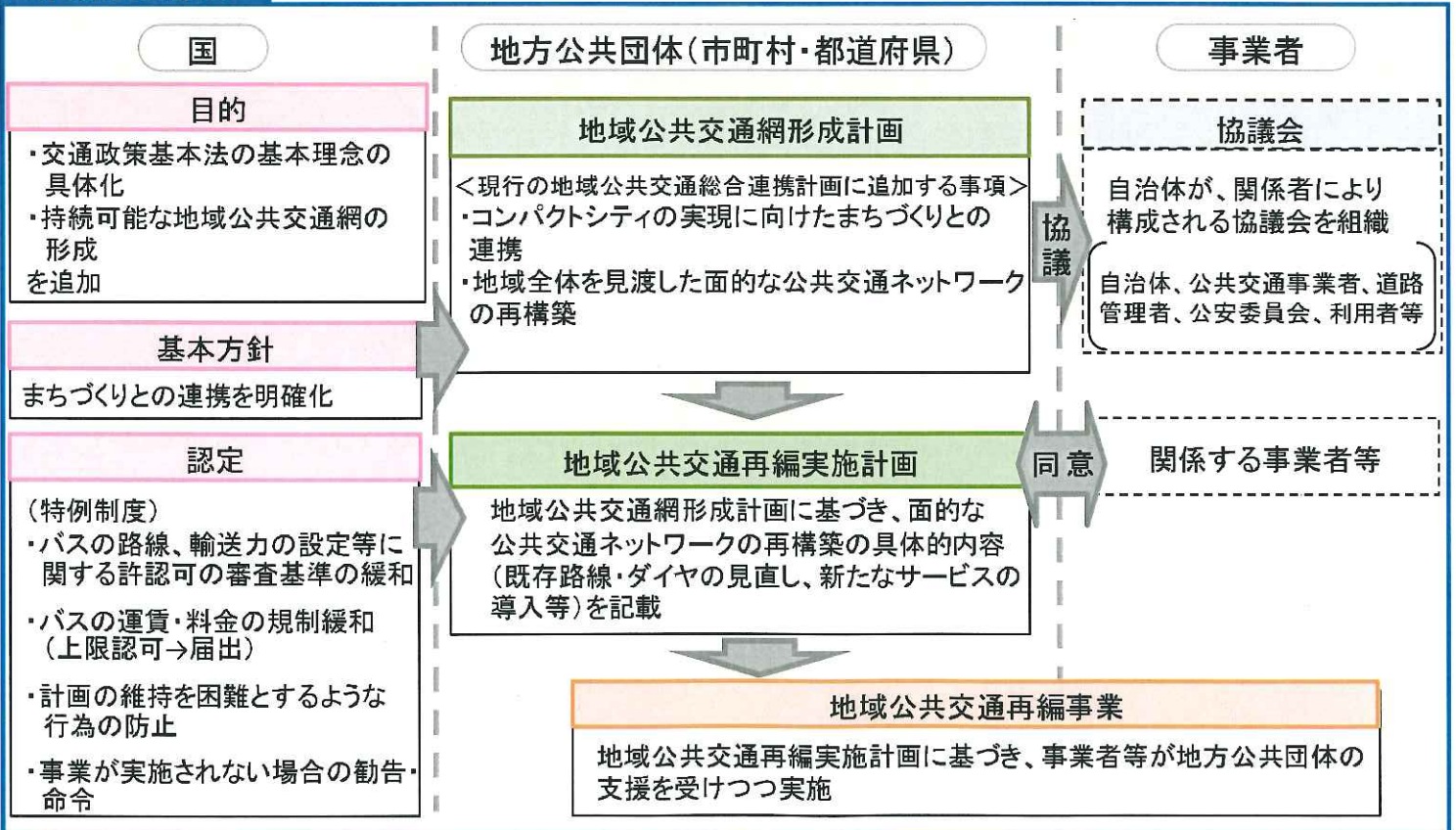
計画的に配置された生活サービス機能へのアクセスの確保のため、公共交通の充実が必要。



▲LRT

▲デマンド交通

## 法案の概要



地域にとって最適な公共交通ネットワークの実現を強力に推進

# 地域公共交通調査等事業（地域公共交通調査事業）

地域の公共交通に関する確保維持改善の取組みであって、地域公共交通確保維持事業又は地域公共交通バリア解消促進等事業による補助を受けようとする事業について定める生活交通ネットワーク計画等の計画を策定するために必要な調査の実施を支援

## 補助対象者

多様な地域の関係者により構成される協議会

（補助要綱第2条第1号に規定する協議会のほか、地域公共交通活性化再生法に基づく協議会、離島航路協議会等を含む。）



## 補助対象経費

地域の公共交通の確保維持改善に係る計画（地域公共交通再編実施計画を除く。）の策定に必要な経費

（協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、モビリティマネジメントの実施等地域住民への啓発事業の費用、短期間の実証調査のための費用等）

## 補助率

定額（2,000万円以下）



※ 予算の範囲内での交付となるため、申請の状況等により、申請額満額の交付とならない場合がある。